

令和8年5月1日

介護保険料の算定誤りについて

本市において、年度途中で資格の得喪に係る介護保険料について、100円未満の切り捨て処理がされておらず、一部の納付者の皆様に対して過大に請求していることが判明いたしました。

納付者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けし、また、市民の皆様の信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げますとともに、今後再発防止に向けて、確認・チェック体制の強化等に取り組んでまいります。

記

1. 経緯及び概要

令和6年度から介護保険料の所得段階が改正された際に、年度途中で資格の得喪に係る保険料算定の端数処理について、システムにおいて100円未満の切り捨ての設定を行っておらず、令和7年度の保険料算定についても前年の設定のまま、同様の端数処理計算を行っていたものです。

2. 対象者及び還付金額

- ・令和6年度 2,117件、102,832円
- ・令和7年度 2,007件、94,111円

3. 今後の対応

令和8年5月中に、対象となった納付者皆様に対してお詫びの文書等を送付し、還付手続きを迅速に進めてまいります。

4. 再発防止策

各税及び保険料の算定について、年度切り替えの際に本市条例とシステム設定の整合性の確認作業を徹底し、チェック体制の強化を図りながら再発防止に努めてまいります。

[問い合わせ]
総務部税務課
課長 衣川智博
TEL：0220-22-2163（直通）